

## 安全保障理事会議長声明

「テロリストの行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2016年5月11日に開催された、安全保障理事会の第7690回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従って、国際の平和および安全の維持に関するその主要な責任を再確認する。

安全保障理事会は、あらゆる形態および表現におけるテロリズムが、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何処で、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを更に再確認する。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従った、全ての国家の主権、領土保全および政治的独立に対するその尊重を再確認する。

安全保障理事会は、テロリズムはいかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを強調し、そしてこれに関連して、寛容と宗教間の対話を促進することの重要性を強調する。

安全保障理事会は、国際連合グローバルテロ対策戦略に適合して、テロの脅威を妨害し、損ない、孤立させそして無能力にするための、全ての国家、国際的なまた地域的な機構および適切な場合には市民社会の積極的な参加と共同作業が関与している持続的なまた包括的な対処方法によってのみテロリズムを打ち負かすことができることを強調する。

安全保障理事会は、加盟国が、テロリズムに対抗するために講じたあらゆる措置が、国際連合憲章および国際法、とりわけ国際人権法、国際難民法および国際人道法の下での全てのその他の義務を遵守することを確保しなければならないことを再確認する。

安全保障理事会は、国際法に適合して、テロリスト集団の構成員の加入を抑圧することそしてテロリストへの武器の供給を根絶することによるものを含めて、テロリストの行為に関与したかあるいは関係した団体または人への、積極的なまたは消極的な、あらゆる形態の支援を提供することを差し控える加盟国の義務をくり返し表明する。

安全保障理事会は、テロリズムに対する闘いに関連した安保理決議の迅速且つ効果的な実施の重要性を強調し、そして中でも安保理諸決議 1373 (2001)、1624 (2005) および 2178 (2014) をこれに関連して想起する。

安全保障理事会は、国際の平和および安全の維持に関するその主要な責任に適合して、国際連合憲章に従って、過激化、勧誘およびテロリスト集団への個人の動員そして外国人テロ戦闘員 (FTFs) になることを防止することを含めて、テロリズムに資することができる暴力的な過激主義に対抗することが、決議 2178 (2014) において強調されたように、外国人テロ戦闘員により与えられる国際の平和および安全に対する脅威に対処することの不可欠な要素であることを更に想起し、そしてこれに関連して、暴力的な過激主義を防止する事務総長行動計画に留意し、そして総会が、事務総長による活動を歓迎しそして 2016 年 6 月の国際連合グローバルテロ対策戦略の再検討並びにその他の関連するフォーラムの期間中更なる審議を条件とすることになる、当該計画に留意したことに更に留意する。

安全保障理事会は、イラクおよびレバントのイスラム国 (ISIL、ダーシュとしても知られている)、アル・カーイダ並びに関連する個人、集団、企業および団体が、特にインターネットとソーシャルメディアを通じたものを含む、情報通信技術を利用することで、支持者や外国人テロ戦闘員 (FTFs) を勧誘し、資源を動員しそして同調者からの支援を集めるために利用されている、暴力を正当化する宗教の誤った解釈や不正確な説明に基づくゆがめられた話を巧みに作ることに懸念をもって留意する。

安全保障理事会は、テロリズムの被害者が、とりわけ他の正当な意見の中で、暴力に対する過激化に対抗すること、そしてテロリストの話とオンラインの勧誘の試みに対抗する強固なソーシャルメディアキャンペーンと対抗メッセージの取組を策定することにおいて果たすことができる役割を認識する。

安全保障理事会は、これに関連して、テロ行為を犯すことを扇動しまた勧誘する ISIL (ダーシュ)、アル・カーイダ並びに関連する個人、集団、企業および団体の活動に世界的に対抗する緊急の必要性に

更に留意しそして国際社会が、これらの集団が、テロ行為を犯すことを動機づけるかまたは勧誘する方法の正確な理解を開発すること；国際人権法を含む国際法を遵守して、インターネットを通じたものを含めて、テロリストの宣伝、扇動および勧誘に対抗する最も効果的な手段を開発すること；テロリストの話の誤った考えと矛盾を指摘するため ISIL（ダーシュ）、アル・カーイダ並びに関連する個人、集団、企業および団体を積極的に非難する人を奨励しそして増大するための話対策キャンペーンを、適当な場合には、同時にそのようなキャンペーンを国の状況に適応させる必要性を認識しつつ、開発すること；テロリストの話対策に関する教育を通じたものを含めて、市民意識を高めること；ISIL（ダーシュ）、アル・カーイダ並びに関連する個人、集団、企業および団体の過激化や勧誘努力に対抗するため、適切な市民社会の関係者、地方の共同体および適用可能な場合には、民間部門の工業協力機関とパートナーとなる政府にとってのより効果的な方法を開発すること；国際的な協力メカニズムを強化すること；加盟国のあらゆる追加の関連する社会資本と能力の必要性を特定すること；そして必要なところに必要な資源を動員することを考慮すべきことを認識する。

安全保障理事会は、それに応じて、テロ対策委員会に対し、CTED およびその他の関連する国際連合機関や国際的なまた地域的な機構とりわけ CTITF 事務所、並びに関係する加盟国と緊密に協議して、話対策キャンペーンを伴った、国際連合により着手されたあらゆる同様のキャンペーンに適合した、並びに枠組の実施を調整することそして必要な場合資源を動員すること、そのような枠組に適合した活動と取組に関する加盟国の主要な役割を、その点について、強調すること、またテロ行為を犯すためのテロリスト集団の話や扇動に対抗する目的で機関間協力と調整を高めまた民間部門、市民社会、宗教、教育そして文化の機関との関連するパートナーシップを確立するためのその継続している取組を歓迎するための選択肢、を含めて、ISIL（ダーシュ）、アル・カーイダ並びに関連する個人、集団、企業および団体がテロリストの行為を犯すため他人を奨励し、動機付けそして勧誘するその話を使う方法に、国際法を遵守して、効果的に対抗するための勧告された指針と良い実践と共に、「包括的な国際的枠組」について 2017 年 4 月 30 日までに安全保障理事会に対し提案を提出することを要請する。